

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（子供の学習費調査特集号） 2025年1月6日 NO.705

## 2023年度「子供の学習費調査」の結果 幼稚園から高校卒業まで公立と私立では大差

文部科学省が、子どもの保護者を対象にして、保護者が子どもの学校教育及び学校外活動のために支出した1年間の経費の実態調査の結果を公表しました。

各学校種の「学習費総額」は、以下のとおりです。

公立幼稚園	18万4646円	（前回	16万5126円）
私立幼稚園	34万7338円	（前回	30万8909円）
公立小学校	33万6265円	（前回	35万2566円）
私立小学校	182万8112円	（前回	166万6949円）
公立中学校	54万2475円	（前回	53万8799円）
私立中学校	156万 359円	（前回	143万6353円）
公立高等学校（全日制）	59万7752円	（前回	51万2971円）
私立高等学校（全日制）	103万 283円	（前回	105万4444円）

2023年度における幼稚園3歳から高等学校第3学年までの15年間の学習費総額

ケース1 全て公立に通った場合	596万円
ケース2 幼稚園は私立、小学校・中学校・高等学校は公立に通った場合	647万円
ケース3 幼稚園・高等学校は私立、小学校・中学校は公立に通った場合	776万円
ケース4 全て私立に通った場合	1976万円

公立小学校における学校教育費の内訳 81,753円

図書・学用品・実習材料費	32,487円	（39.7%）
通学関係費	23,085円	（28.2%） ※1
学校納付金等	8,610円	（10.5%） ※2
修学旅行費等	6,132円	（7.5%）

公立中学校における学校教育費の内訳 150,747円

通学関係費	44,040円	（29.2%） ※1
図書・学用品・実習材料費	34,351円	（22.8%）
教科外活動費	27,315円	（18.1%） ※3
修学旅行費等	24,250円	（16.1%）
学校納付金等	14,119円	（9.4%） ※2

※1 通学のための交通費、スクールバス代、自転車通学が認められている学校での通学用自転車購入費等

※2 保健衛生費、日本スポーツ振興センター共済金等の安全会掛金、冷暖房費、学芸会費等

※3 クラブ活動、学芸会・運動会・芸術鑑賞会、各教科以外の学級活動、児童会・生徒会、臨海・林間学校などのために、家庭が直接支出した経費

# 「給食無償化」に関する課題の整理について 文部科学省、全国実施の場合の課題まとめる

文部科学省は、全国の自治体における給食無償化の取り組み実態や成果・課題を調査し、1年以内にその結果を公表する予定であるという。これにより、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等の課題を整理し、具体的な方策を検討する。給食無償化は、2023年9月1日時点で、全国1,794自治体のうち722自治体が独自に実施。そのうち547自治体では、全ての小中学校の児童生徒を対象。財源は、自己財源を用いる自治体が多く、地方創生臨時交付金やふるさと納税、都道府県からの補助が利用されています。給食無償化の目的は、9割を超える自治体が子育て支援、少子化対策や定住・転入促進もある。

## 【「給食無償化」に関する課題】

- 学校給食法の目的・目標は、適切な栄養摂取による児童生徒の心身の健全な発達や、給食を通じた食に関する理解や判断力の育成である。この目的・目標を実現するため、給食実施に対する諸施策や、経済的困窮により給食費の支払いが困難な世帯に対する負担軽減を進めている。
- 一方（中高所得者世帯を含む）全員を対象にした給食無償化は、一部の自治体において、「子育て支援」や「少子化対策」の目的で実施され、結果的に保護者世帯の所得増加をもたらす施策であり、給食の目的・目標の実現とは異なる。
- このため、「給食無償化」については、子育て支援や少子化対策のための基礎的な給付として捉えた際の課題を、以下のとおり整理。

## 【児童生徒間の公平性】

- 給食未実施校の児童生徒や、給食実施校でも給食を喫食しない児童生徒（弁当持参の場合、中学校などで選択制の給食を実施する場合、不登校の場合など）に恩恵が及ばない  
完全給食（約881万人） 設置者等負担分（人件費・設備費等）  
給食費（食材費相当分）保護者負担分  
喫食していない（約61万人） 弁当代等保護者負担
- 学校給食費（実際に保護者が支払った額ではなく、食材費に相当する金額）の月平均は、都道府県間で1.4倍弱の開き  
滋賀3,933円 小学校平均4,688円 福島5,314円  
滋賀4,493円 中学校平均5,367円 富山6,282円

## 【格差是正策としての妥当性】

- 経済的困窮世帯（約14%）については、既に生活保護による教育扶助・就学援助により基本的に無償化。給食無償化の範囲の拡大は、経済的困窮者に対しては追加的な恩恵はなく、格差是正の観点に乏しい

## 【国と地方の役割分担】

- 給食費支援の大半を占める準要保護世帯に対する就学援助は、平成17年の「三位一体の改革」により、税源移譲とともに、一般財源化。国と地方の役割分担については、こうした経緯も踏まえる必要がある

## 【効果的な少子化対策】

- 公立に限っても、義務教育諸学校及び特別支援学校（幼稚部・高等部）の給食費の合計額は、約4,832億円（推計）であり、「給食無償化」の拡大には、安定的な財源の確保を要する
- 少子化をめぐる状況は地域によって異なっており、限られた財源の中で、「給食無償化」が少子化対策としてより効果的な施策であるか否か、との観点から検討が必要